

# 宿泊分野における特定技能外国人の受入れについて ①

- 平成30年12月、臨時国会において「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立。  
一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を受け入れるため、新たな在留資格「特定技能」が創設。
- 平成31年4月に施行され、本制度のもとで宿泊分野については、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務に従事する外国人材の受入れが可能。

## 在留資格「特定技能」の創設

- 新たな在留資格として、人手不足分野において、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格「特定技能1号」と、同分野において熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格「特定技能2号」を新設する

### 1. 受入れ対象分野

- 生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお、外国人材の受入れが必要と認められる宿泊など14分野

### 2. 受入れ対象者

- 一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材
- ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力を有することが基本

#### 宿泊分野において受入れる外国人材

##### <特定技能1号>

対象者：(一社)宿泊業技能試験センターが実施する「宿泊業技能測定試験」の合格者

### 3. 外国人材への支援

- 「特定技能1号」の外国人材に対し、受入れ機関又は登録支援機関において、我が国での活動を安定的・円滑に行うことができるようにするための日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援を行う

### 4. 受入れ機関

- 受入れ機関は、所要の基準に適合した雇用契約を締結し、当該契約の適正な履行を確保するなど所要の基準を満たさなければならない

### 5. 登録支援機関

- 登録支援機関は、所要の基準を満たした上で、出入国在留管理庁長官の登録を受けて支援を行う

### 6. その他

- 「特定技能1号」は、在留期間の上限を通算5年とし、家族の帯同を基本的に認めない

# 宿泊分野における特定技能外国人の受入れについて ②

## 業務内容

○宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務

### フロント業務

- ・チェックイン/アウト、周辺の観光地情報の案内、ホテル発着ツアーの手配 等



### 企画・広報業務

- ・キャンペーン・特別プランの立案、館内案内チラシの作成、HP、SNS等による情報発信 等



### 接客業務

- ・館内案内、宿泊客からの問い合わせ対応 等



### レストランサービス業務

- ・注文への対応やサービス(配膳・片付け)、料理の下ごしらえ・盛りつけ等の業務 等



## 技能水準(試験について)

### <技能試験>

- (一社)宿泊業技能試験センターが実施する「宿泊業技能測定試験」。
- 国内及び国外で実施。国内での一回目を平成31年4月に全国7カ所で実施。280名が合格。

### <日本語能力に係る試験>

- 「日本語能力試験」(JLPT)のN4レベルまたは、(独)国際交流基金の実施する「国際交流基金日本語基礎テスト」に合格すること。

## 宿泊分野特定技能協議会

- 設置趣旨：特定技能外国人の適正な受入れ及び保護を行うとともに、各地域における必要な特定技能外国人を受け入れるため、相互連絡及び必要な措置を講じる。
- 設置時期：平成31年4月1日
- 構成員：有識者、業界団体、関係省庁(法、警、外、厚、観)、特定技能所属機関、登録支援機関、事務局(観光庁)
- 開催頻度：原則として3月に1回以上(持ち回りによる開催含む)

## 受入れ人数・雇用形態

- 受入れ人数：5年間で22,000人を上限
- 雇用形態：直接雇用